

休業指示に係る就業規則等の改正に関する

申2号

説明申し入れ 団体交渉(1回目)を行う! その②

5. 「様々なリスクが発生した場合」におけるテレワーク、自宅待機及び休業の判断基準について明らかにすること。

組合：テレワーク、自宅待機、休業の判断は特くないのか。
会社：段階的にやるというイメージよりはその事象に応じて自宅待機、休業という選択肢も含めながら対応していくという考えで考えている。
組合：現段階では休業を指示するような状態にまでは至っていないという解釈でいいか。
会社：9月1日からいきなりスタートするというのではなく、今現在のところで休業を直ちに実施をしていこうという考えはない。
組合：明日、休業になると言われるのではないかとということも心配が出ている。
会社：可能性はゼロではないが、基本的に事前にこの月から、この日から行うという計画がされ、それを周知し勤務指定の際に指示していくことになる。

7. 休業指示を行う場合の対象者の選定基準について明らかにすること。

組合：対象者の選定基準の考えはあるのか。
会社：全ての社員の休業日数が全く同じになるかという点と必ずしもそうではないが、意図的、恣意的に運用していくという考えはない。
組合：できる限り標準化というか、公平感を持って対応していく考えであると捉えればいいのか。
会社：そうだ。指定する段階においてはなるべく広くということについては意識して割り当てていく、指定していくということになると考えている。
組合：当該業務を行うということだけで判断するのであればそこは職制や職責は関係ないことでもいいか。
会社：必ずしも全員平等だというのは、日数的に平等だという約束をでき兼ねる部分はあるが、そうなる場合でもその背景にはそうした事情なり、経験なり、合理的な説明というのがあるので、そうしたことを踏まえながら判断していくことになる。
組合：対象者の選定となった場合は現場の中での判断になるのか。
会社：順番に勤務指定をしていくということになる。単純に割り振るとのこと。
組合：首都圏は休業の指示が有り得るかもしれないけども、地方は列車が動いているから休業指示はしないということは有り得るということでもいいのか。
会社：ケースとしては有り得ると思う。
組合：養育休暇を取りたい、でも無給だから躊躇している方々がいる。そこで休業があるんだったら休業を取った方が平均賃金の100分の60以上が出るからそちらの方がいいという方も無きにしも非ず。むしろ往々にして出てくるのかもしれない。そういったときの希望は尊重されるのか。
会社：希望を聞いて行うことを約束するものではない。希望を聞くという方法を否定するものではないが、基本は会社が命じていくということになる。

6. 休業指示を行う場合又は行った場合の運用(勤務の取扱い、対応、指揮命令系統など)について明らかにすること。

組合：前段での社員への説明の時期やタイミングは現時点ではどのようなイメージを持っているのか。
会社：事前に周知はしていく。そうしないと突然休業ということになるので、事前に行っていく。
組合：泊まり勤務で休業指示をする際は1日だけ指定するのか、2日間を休業指示するのか。
会社：現時点、2日間丸々休業とも、必ずバラすとも言えない。そのケースに応じて社員に事前に説明し勤務指定をしていくことで認識してもらいたい。
組合：管理者としっかりとしたコミュニケーションを図ったうえで運用してもらいたい。
会社：了解した。
組合：休業を指示した日に急遽業務を指示することは基本的になく、緊急呼出等も考えていないということでもいいか。
会社：基本的にないと考えている。
組合：年休を申し込んでいればそちらが優先でいいか。
会社：そうなる。逆に休業を指示した日に年休を申し込みたいとなってもそれはできない。
組合：前段で申し込んだものについては、ほかの休暇も含めてそれが優先をされるということでもいいか。
会社：そうだ。
組合：逆に休職を取っている人は特に指示することはないということでもいいか。
会社：すでに決まっているものが優先されてくるということが基本的には考えられる。
組合：休業を指示した部分に仕事に出てきてくれということになる場合は、休業指示自体を取消しという扱いとしてやることは可能だということか。
会社：元々その日にあった労働が戻る形になるので労働日にはなるが、基本的には社員の理解を得て行うことになる。一方的に戻すのは基本的には無い。
組合：休業を戻して勤務を命じた場合の単価は。
会社：イメージ的にはA単価になる。
組合：忌引が発生した場合はどうなるのか。
会社：原則で言えば発生順だが、そこは個々の事情、個別の事象を踏まえて判断をしていくことになる。
組合：休業を拒否できるのか。
会社：休業を命ずるとしているので命ずるものになる。

8. 休業指示を行う場合の1箇月における一人当りの日数の考え方について明らかにすること。

組合：現時点においては1か月の間に何回ということを設定する考えはないということか。
会社：そうだ。
組合：何回も指示されることでは困るということはあるという声だ。誰かが突出感があることがないようにしてもらいたい。
会社：了解した。